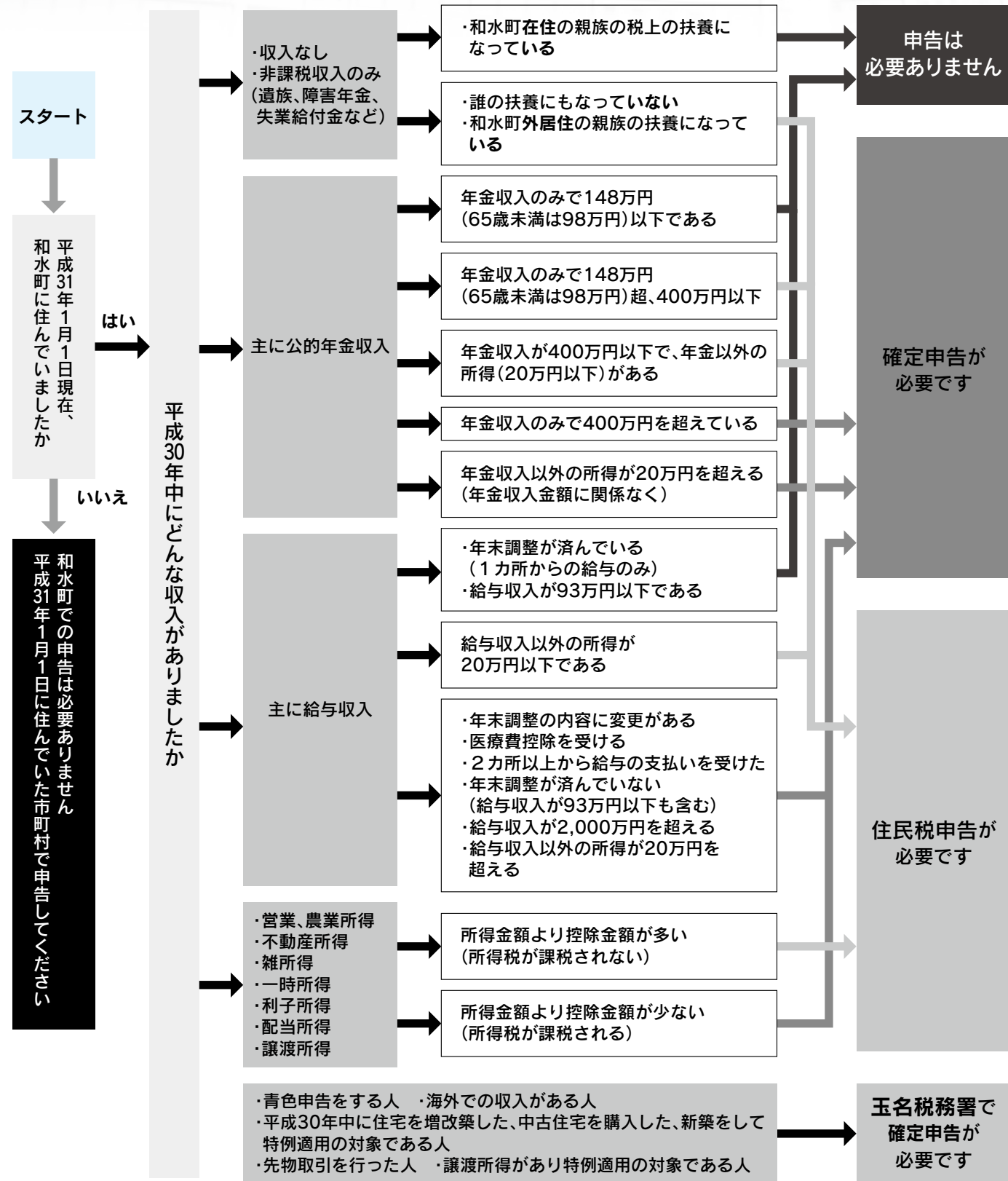


申告フローチャート

- ・申告が必要かどうかを判断する目安です。
- ・年齢は平成31年1月1日現在でお考えください。
- ・特例の適用などによってはフローチャートに沿わない場合もあります。ご不明点はお問い合わせください。
- ※チャート中の「収入」とは総支給額のことであり、「所得」とは収入から計算して割り出す金額です。

・所得税の還付を受けるためには申告フローチャートに関わらず必ず確定申告が必要です。



平成31年度 (平成30年分) 申告受け付け相談会を行います

問い合わせ先 本庁 税務住民課 町民税係 ☎0968・86・5723
総合支所 住民課 税務住民係 ☎0968・34・3111 (内線750)

町県民税申告が必要でない人

- 所得税の確定申告書を税務署へ提出する人
- 給与所得者で給与以外に収入がなく、勤務先から役場へ給与支払報告書が提出されている場合、または公的年金所得者で公的年金以外に収入がなく、年金保険者から役場へ公的年金支払報告書が提出されている場合で、これらの報告書に記載してある控除以外の控除 (医療費控除など) を追加しない人

町県民税申告が必要である人

- 平成31年1月1日時点で和水町に住んでいた人で、下記の①から⑧までのいずれかにあてはまる人
- ① 営業・農業などの事業や不動産の収入があった人
 - ② 配当・譲渡 (株式や資産の売買) の収入があった人
 - ③ 平成30年途中で退職した後就職しなかった人
 - ④ 医療費控除などの所得控除を受けようとする人
※医療費控除は、平成30年中の所得金額が200万円未満の人はその5%を超えた額、所得金額が200万円以上の人は10万円を超えた額の医療費を支払った人が受けられます
 - ⑤ 年末調整を受けた給与所得者で、年末調整を受けた給与以外の収入があった人
 - ⑥ 公的年金受給者で、その年金以外の収入があった人
 - ⑦ 住宅を借入金 (ローン) で新築または増改築した人
 - ⑧ 収入 (所得) の額の多少にかかわらず、次の行政サービスの利用や給付などの対象になる人
・国民健康保険税、介護保険料や後期高齢者医療保険料の低所得者に対する軽減を受ける人
・国民年金保険料の免除、保育所の入所、児童手当、児童扶養手当などの手続きをする人

申告に必要なもの

必要なもの	備考
本人確認書類	マイナンバーカードまたはマイナンバー通知カードと運転免許証や健康保険の被保険者証など
印鑑・預金通帳	印鑑は朱肉を使うもの 金融機関口座番号がわかるもの
税務署から申告に関する書類が届いた人	玉名税務署から交付された『利用者識別番号』をお持ちの人は、番号が分かるもの (通知など) をお持ちください。
対 象	必要なもの
事業・不動産収入がある人	あらかじめ収入と経費の集計を済ませた収支内訳書、帳簿や通帳、経費の領収書など
給与・公的年金収入がある人	給与・公的年金所得の源泉徴収票 (原本)
株式・資産などを譲渡した人	年間取引報告書、売買契約書、通帳など
医療費控除を受ける人	医療費などの領収書または証明書、医療費の明細書、保険金などの補てん額が分かるもの
社会保険料控除を受ける人	社会保険や国民年金などの保険料支払証明書・控除証明書、領収書など
生命保険料控除か地震保険料控除を受ける人	保険会社から発行される生命保険か地震保険の控除証明書
寄附金控除を受ける人	寄附先から発行される寄附金控除証明書など
住宅借入金等特別税額控除を受ける人	売買契約書の写しのほか多数の書類が必要です。一度ご相談ください。

●日程

		本庁 1階ロビー	総合支所 第1・2会議室
2月	18日 (月) 27日 (水)	確定申告 (一般) ※ 2月27日 (水) は午後6時まで受け付け	確定申告 (一般) ※ 2月27日 (水) は午後6時まで受け付け
	28日 (木)		
	1日 (金)	中央校区	緑校区
3月	4日 (月)		
	5日 (火)	南・西校区	春富校区
	6日 (水)		
	7日 (木)		
	8日 (金)	東校区	
	10日 (日)	予備日	予備日
	11日 (月)	東校区	春富校区
	12日 (火)	神尾校区	神尾校区
	13日 (水)		
	14日 (木)	予備日 (最終日) ※午後6時まで受け付け	予備日 (最終日) ※午後6時まで受け付け
※ 申告会場の混雑防止のため、校区で割り振りを行っていますが、期間中はいつでも申告できます。 ※ 申告期間は3月15日 (金) までですが、書類整理のため会場での受付は3月14日 (木) までとなります。 ※ 申告の内容によっては、玉名税務署での申告をお願いすることがあります。			

- 受付時間 午前：9時～11時30分
午後：1時～4時
※ 会場に来られたら、番号札を取り受付簿に記入してください。

- 会 場 本庁1階ロビー
総合支所第1・2会議室

○玉名税務署でも確定申告会場を開設します

- ・ 申告会場 玉名税務署 1階 (玉名合同庁舎)
TEL0968-72-2125 (自動音声案内「0」)
- ・ 開設期間 2月18日 (月)～3月15日 (金)
午前9時～午後4時 ※土日祝を除く

※ 申告期限が間近になりますと、会場は大変混雑し、時間がかかる場合もありますので、早めの申告にご協力ください。

- 混雑が予想されます
週の始めと午前中が混雑する傾向があります。できる限り校区で指定された日に、時間に余裕を持ってお越しください。
- 所得税の確定申告をする人へのお知らせ
e-TAXによる電子申告や、申告書を自分で作成して玉名税務署が役場に提出することをお勧めしています。詳しくは、国税庁ホームページ「確定申告特集ページ」をご確認ください。